

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は22万8,000円、17年4月10日は20万6,000円、同年8月10日は22万円、同年12月10日は34万7,000円、18年4月10日は33万7,000円、同年8月10日は34万円、同年12月10日は35万1,000円、19年4月10日は33万2,000円、同年8月10日は35万4,000円、同年12月10日は29万3,000円、20年4月10日は30万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は22万8,000円、17年4月10日は20万6,000円、同年8月10日は22万円、同年12月10日は34万7,000円、18年4月10日は33万7,000円、同年8月10日は34万円、同年12月10日は35万1,000円、19年4月10日は33万2,000円、同年8月10日は35万4,000円、同年12月10日は29万3,000円、20年4月10日は30万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は11万2,000円、17年4月10日は10万1,000円、同年8月10日は10万2,000円、同年12月10日は15万5,000円、18年4月10日は14万3,000円、同年8月10日は15万8,000円、同年12月10日は13万5,000円、19年4月10日は16万8,000円、同年8月10日は16万7,000円、同年12月10日は13万3,000円、20年4月10日は16万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年4月10日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年4月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月10日
⑧ 平成19年4月10日
⑨ 平成19年8月10日
⑩ 平成19年12月10日
⑪ 平成20年4月10日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は11万2,000円、17年4月10日は10万1,000円、同年8月10日は10万2,000円、同年12月10日は15万5,000円、18年4月10日は14万3,000円、同年8月10日は15万8,000円、同年12月10日は13万5,000円、19年4月10日は16万8,000円、同年8月10日は16万7,000円、同年12月10日は13万3,000円、20年4月10日は16万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は30万3,000円、17年4月10日は28万7,000円、同年8月10日は29万2,000円、同年12月10日は42万円、18年4月10日は42万5,000円、同年8月10日は42万7,000円、同年12月10日は41万円、19年4月10日は41万8,000円、同年8月10日は42万2,000円、同年12月10日は40万1,000円、20年4月10日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は30万3,000円、17年4月10日は28万7,000円、同年8月10日は29万2,000円、同年12月10日は42万円、18年4月10日は42万5,000円、同年8月10日は42万7,000円、同年12月10日は41万円、19年4月10日は41万8,000円、同年8月10日は42万2,000円、同年12月10日は40万1,000円、20年4月10日は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は18万4,000円、17年4月10日は16万6,000円、同年8月10日は18万2,000円、同年12月10日は33万円、18年4月10日は28万9,000円、同年8月10日は28万7,000円、同年12月10日は25万円、19年4月10日は26万4,000円、同年8月10日は23万4,000円、同年12月10日は26万3,000円、20年4月10日は26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は18万4,000円、17年4月10日は16万6,000円、同年8月10日は18万2,000円、同年12月10日は33万円、18年4月10日は28万9,000円、同年8月10日は28万7,000円、同年12月10日は25万円、19年4月10日は26万4,000円、同年8月10日は23万4,000円、同年12月10日は26万3,000円、20年4月10日は26万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は28万6,000円、17年4月10日は25万3,000円、同年8月10日は28万2,000円、同年12月10日は40万円、18年4月10日は41万1,000円、同年8月10日は40万1,000円、同年12月10日は41万7,000円、19年4月10日は38万8,000円、同年8月10日は39万1,000円、同年12月10日は38万2,000円、20年4月10日は38万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は28万6,000円、17年4月10日は25万3,000円、同年8月10日は28万2,000円、同年12月10日は40万円、18年4月10日は41万1,000円、同年8月10日は40万1,000円、同年12月10日は41万7,000円、19年4月10日は38万8,000円、同年8月10日は39万1,000円、同年12月10日は38万2,000円、20年4月10日は38万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は25万7,000円、17年4月10日は21万7,000円、同年8月10日は22万5,000円、同年12月10日は34万6,000円、18年4月10日は33万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から18年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は

申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から18年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は25万7,000円、17年4月10日は21万7,000円、同年8月10日は22万5,000円、同年12月10日は34万6,000円、18年4月10日は33万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は22万3,000円、17年4月10日は20万2,000円、同年8月10日は22万円、同年12月10日は34万7,000円、18年4月10日は32万7,000円、同年8月10日は33万3,000円、同年12月10日は29万1,000円、19年4月10日は32万1,000円、同年8月10日は33万4,000円、同年12月10日は29万7,000円、20年4月10日は28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は22万3,000円、17年4月10日は20万2,000円、同年8月10日は22万円、同年12月10日は34万7,000円、18年4月10日は32万7,000円、同年8月10日は33万3,000円、同年12月10日は29万1,000円、19年4月10日は32万1,000円、同年8月10日は33万4,000円、同年12月10日は29万7,000円、20年4月10日は28万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は21万5,000円、17年4月10日は19万円、同年8月10日は21万9,000円、同年12月10日は31万1,000円、18年4月10日は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から18年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は

申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から18年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は21万5,000円、17年4月10日は19万円、同年8月10日は21万9,000円、同年12月10日は31万1,000円、18年4月10日は31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は19万7,000円、17年4月10日は18万2,000円、同年8月10日は20万8,000円、同年12月10日は32万9,000円、18年4月10日は28万6,000円、同年8月10日は34万6,000円、同年12月10日は34万3,000円、19年4月10日は38万円、同年8月10日は40万4,000円、同年12月10日は32万3,000円、20年4月10日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は19万7,000円、17年4月10日は18万2,000円、同年8月10日は20万8,000円、同年12月10日は32万9,000円、18年4月10日は28万6,000円、同年8月10日は34万6,000円、同年12月10日は34万3,000円、19年4月10日は38万円、同年8月10日は40万4,000円、同年12月10日は32万3,000円、20年4月10日は34万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は22万4,000円、17年4月10日は19万6,000円、同年8月10日は21万円、同年12月10日は32万6,000円、18年4月10日は29万3,000円、同年8月10日は34万5,000円、同年12月10日は36万2,000円、19年4月10日は32万6,000円、同年8月10日は35万5,000円、同年12月10日は29万9,000円、20年4月10日は31万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月まで（平成18年8月を除く）の諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間①から⑩まで（⑥を除く）において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩まで（⑥を除く）の標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は22万4,000円、17年4月10日は19万6,000円、同年8月10日は21万円、同年12月10日は32万6,000円、18年4月10日は29万3,000円、同年12月10日は36万2,000円、19年4月10日は32万6,000円、同年8月10日は35万5,000円、同年12月10日は29万9,000円、20年4月10日は31万9,000円とすることが妥当である。

さらに、事業主が保管している平成18年8月の諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間⑥において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間⑥の標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる賞与支払総額から、平成18年8月10日は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は21万1,000円、17年4月10日は19万7,000円、同年8月10日は20万4,000円、同年12月10日は33万8,000円、18年4月10日は30万9,000円、同年8月10日は32万5,000円、同年12月10日は28万3,000円、19年4月10日は31万8,000円、同年8月10日は34万4,000円、同年12月10日は28万8,000円、20年4月10日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は21万1,000円、17年4月10日は19万7,000円、同年8月10日は20万4,000円、同年12月10日は33万8,000円、18年4月10日は30万9,000円、同年8月10日は32万5,000円、同年12月10日は28万3,000円、19年4月10日は31万8,000円、同年8月10日は34万4,000円、同年12月10日は28万8,000円、20年4月10日は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は22万9,000円、17年4月10日は6万7,000円、同年8月10日は16万4,000円、同年12月10日は38万円、18年4月10日は33万4,000円、同年8月10日は30万9,000円、同年12月10日は33万6,000円、19年4月10日は37万5,000円、同年8月10日は40万3,000円、同年12月10日は34万4,000円、20年4月10日は34万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 18 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日
⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日
⑪ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成16年12月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成16年12月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑩までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は22万9,000円、17年4月10日は6万7,000円、同年8月10日は16万4,000円、同年12月10日は38万円、18年4月10日は33万4,000円、同年8月10日は30万9,000円、同年12月10日は33万6,000円、19年4月10日は37万5,000円、同年8月10日は40万3,000円、同年12月10日は34万4,000円、20年4月10日は34万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月10日は7万9,000円、同年12月10日は25万9,000円、18年4月10日は30万円、同年8月10日は27万7,000円、同年12月10日は23万1,000円、19年4月10日は24万8,000円、同年8月10日は29万円、同年12月10日は27万7,000円、20年4月10日は24万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 10 日
② 平成 17 年 12 月 10 日
③ 平成 18 年 4 月 10 日
④ 平成 18 年 8 月 10 日
⑤ 平成 18 年 12 月 10 日
⑥ 平成 19 年 4 月 10 日
⑦ 平成 19 年 8 月 10 日
⑧ 平成 19 年 12 月 10 日
⑨ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成17年8月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は

行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成17年8月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年8月10日は7万9,000円、同年12月10日は25万9,000円、18年4月10日は30万円、同年8月10日は27万7,000円、同年12月10日は23万1,000円、19年4月10日は24万8,000円、同年8月10日は29万円、同年12月10日は27万7,000円、20年4月10日は24万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月10日は32万3,000円、同年12月10日は26万円、20年4月10日は25万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 10 日
③ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成 19 年 8 月 10 日から 20 年 4 月 10 日までに A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成 22 年 7 月 23 日及び同年 9 月 13 日に当該賞与支払届を提出したが、既に 2 年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成19年8月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月10日は32万3,000円、同年12月10日は26万円、20年4月10日は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月10日は5万3,000円、同年12月10日は23万円、20年4月10日は24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 10 日
③ 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成19年8月10日から20年4月10日までにA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年7月23日及び同年9月13日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成19年8月から20年4月までの諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年8月10日は5万3,000円、同年12月10日は23万円、20年4月10日は24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 10 日

私は、平成 20 年 4 月 10 日に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成 22 年 7 月 23 日及び同年 9 月 13 日に当該賞与支払届を提出したが、既に 2 年以上が経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された源泉徴収簿及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管している平成20年4月10日の諸給与支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記の諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成2年6月1日から4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録については、2年6月から同年9月までは17万円、同年10月から4年9月までは19万円に訂正することが必要である。

また、平成4年10月から7年7月までの標準報酬月額については17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年10月から7年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年3月1日から7年8月1日まで
② 平成8年10月1日から9年10月1日まで

申立期間①について、直前の事業所で支給されていた給与と同額の22万円の約束でA社に入社し、退職するまで同じ給与額であった。また、申立期間②について、B社での標準報酬月額が平成8年10月分から減額されているが、退職するまで22万円の給与であった。両期間とも給与が少なくなっていたら気づくと思うので、現在の記録に納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、22万円の給与であったと主張しているが、申立期間①のうちオンライン記録により平成2年6月から4年9月までの申立人の標準報酬月額は、当初2年6月から同年9月までは17万円、同年10月から4年9月までは19万円と記録されていたところ、4年7月3日付けで、2年6月1日に遡って8万円に引き下げられ、事業所が適用事業所でなくなった日（平成7年8月1日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる上、申立事業所で勤務していた厚生年金保険被保険

者9人のうち5人が申立人と同様に4年7月3日付けで、遡って標準報酬月額を減額する処理が行われ、当該訂正後の標準報酬月額は全喪日又は資格喪失日まで継続していることが確認できる。

このことについて申立事業所の元代表取締役である申立人の夫は、「当時事業所は保険料を滞納しており、その関係かどうかは不明だが社会保険事務所から白紙の届出書に代表者印を押して持ってくるようにと指示があったと経理事務担当者から言われ、押印に了承した。事業所が社会保険を脱退した時ぐらいに妻から給与について聞かれたことがあったので、給与額は変わっていないが届出書を提出したこと、標準報酬月額が幾らになったのかは知らないことを話したことがある。」と供述している。

また、申立人は申立事業所の代表取締役の妻ではあるが、申立事業所において申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録のある同僚5人に照会したところ、3人から回答があり、いずれの者も、「申立人はC業務やD業務だった。」と証言していることから、申立人は社会保険事務及び給与事務に関与していなかったものと推認される上、申立事業所が申立人の標準報酬月額を減額していたことを申立人が知り得た時期は、元代表取締役の証言から遡及訂正処理が行われた日以後であることが確認できることから、当該処理に申立人が関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年7月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について2年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年6月から同年9月までを17万円、同年10月から4年9月までを19万円と訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち、当該遡及訂正処理を行った日以降の平成4年10月から7年7月までの期間については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立人は申立期間①のうち、平成4年10月から7年7月までの期間について、標準報酬月額の相違を主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成7年給与所得の源泉徴収票等から、申立期間①のうち、平成6年12月から7年7月までの期間において、報酬月額については19万円の標準報酬月額に相当する額を支給され、厚生年金保険料につ

いては17万円の標準報酬月額に相当する額を控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成4年10月から6年11月までの期間については、給与支払額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料等はないものの、資格取得時における申立人の標準報酬月額が17万円とされていること、前述のとおり同年12月分からの厚生年金保険料は17万円の標準報酬月額に見合う額が控除されていること等を踏まえると、申立事業所は、当該期間においても申立人に17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成4年10月から7年7月までを17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成4年10月から7年7月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①のうち、平成2年3月から同年5月までについて、申立人は、22万円の給与であったと主張しているところ、当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録により、申立事業所において資格取得時に届出のあった17万円と記録されており、訂正された形跡は見当たらず、当該記録に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②について、申立人は、22万円の給与であったと主張しているところ、当該期間の標準報酬月額は、平成8年10月の定時決定により18万円と記録されており、訂正された形跡は見当たらず、当該記録に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間①のうち、平成2年3月から同年5月までの期間及び申立期間②に係る標準報酬月額(22万円)に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、平成2年3月から同年5月までの期間及び申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④のうち、昭和52年3月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月16日から45年1月1日まで
② 昭和45年1月1日から50年10月16日まで
③ 昭和50年10月16日から51年4月16日まで
④ 昭和51年5月26日から53年10月1日まで

私が、B社で勤務していた期間のうち申立期間①の期間、C社及びD社で勤務していた申立期間②及び③の期間の標準報酬月額は、当時支給されていた住宅手当相当額が反映されておらず、実際の支給額よりも低いので、住宅手当分を上乗せした標準報酬月額に訂正してほしい。

また、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間④の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人が所持するA社に係る昭和52年3月分の給与明細書により、申立人は、報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④のうち、昭和52年3月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額により、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①から③までについて、申立人は、B社、C社及びD社で勤務していた期間に支給されていた住宅手当相当額が標準報酬月額に反映されていないとして申し立てしているところ、申立人が所持する給与明細書（昭和43年12月分、44年11月分、45年12月分、46年12月分、47年12月分、48年12月分、49年6月分、同年12月分及び50年12月分）では住宅手当が支給されていることは確認できない上、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できる。

また、申立期間①から③までのうち上記を除く期間（昭和43年9月から同年11月までの期間、44年1月から同年10月までの期間、同年12月から45年11月までの期間、46年1月から同年11月までの期間、47年1月から同年11月までの期間、48年1月から同年11月までの期間、49年1月から同年5月までの期間、同年7月から同年11月までの期間、50年1月から同年11月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間）について、申立人は、給与明細書を所持していない上、申立期間①から③までに係る事業所の承継会社であるE社は、当該期間の厚生年金保険に関する資料を保管していないことから、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

- 3 申立期間④のうち昭和51年5月から52年2月までの期間及び同年4月から53年9月までの期間について、申立人は給与明細書を所持しておらず、当時の代表者も既に死亡している上、申立期間④当時において取締役であった2名は、「申立期間④における帳簿類は無い。」としていることから、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

- 4 このほか、申立期間①から③までの期間及び申立期間④のうち昭和52年3月を除く期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間①から③までの期間及び申立期間④のうち、昭和 52 年 3 月を除く期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与の明細書を所持している。しかし、オンライン記録では申立期間に係る賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年7月8日に、事業主から賞与支払届が提出されたことにより、申立期間に係る標準賞与額が15万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人が所持する申立期間の賞与の明細書及び事業主から提出された申立人に係る平成16年12月分給与台帳(賞与分)により、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内で

あることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、上記の申立期間の賞与の明細書及び給与台帳（賞与分）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、14万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の標準賞与額に係る届出を漏らしていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成15年10月から16年2月までを28万円、同年3月から18年6月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から18年7月1日まで

私がA社で勤務している期間のうち、申立期間について、所持している給与明細書及び源泉徴収票に記載されている金額と年金事務所に記録されている標準報酬月額が違うため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書並びに申立事業所が保管する給料台帳及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年10月から16年2月までは28万円、同年3月から18年6月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から53年3月まで
会社を退職し、昭和51年6月に家業を手伝うため実家に帰ったのを契機に、両親が国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していた。
しかし、国民年金の記録では申立期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月に申立人の両親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人と申立人の妻の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、この払い出しがあったのは婚姻をした53年5月*日以降と考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は54年1月に払い出されたものと推認されることから、申立人の国民年金への加入手続は54年1月に行われたものと考えられる。

また、申立人は、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和54年1月の時点では、申立期間のうち、51年6月から同年9月までの保険料は時効により納付することができない上、申立期間のうち51年10月から53年3月までの保険料は過年度保険料となるため、集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親に聴取しても、具体的な供述は得られない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインの氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当

たらない。

このほか、申立人及びその両親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から53年10月まで

私は、昭和50年3月に大学を卒業し、同年4月から実家の店で働き始めると同時に国民年金に加入し、以後保険料を納めていた。

しかし、ねんきん特別便をみると、昭和50年4月から53年10月までの期間が未納となっていた。

申立期間は、集金人に国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に申立人あるいは申立人の両親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年7月13日にA市に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は同年8月から10月までの間に申立人に払い出されたものと推認されることから、申立人の国民年金への加入手続は同年8月から10月までの間に行われたと考えられる。

このことから、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までは時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人は「集金人が自宅兼店舗に来ており、店にいた者が集金人に保険料を払っていた。」と供述しているところ、申立期間のうち51年4月から53年3月までの保険料は、過年度保険料となるため、集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所(当時)の国民年金被保険者台帳を見ても、申立人の国民年金保険料の納付の記録は昭和53年11月からとなっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について記憶が定か
でなく、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行った可能性のある申
立人の母親に聴取しても、具体的な供述は得られない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によ
り氏名検索を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形
跡は見当たらない。

このほか、申立人及びその母親が、申立期間について国民年金保険料を納付
したことを示す関連資料（領収証書、家計簿及び確定申告書等）は無く、ほか
に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら
ない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めること
はできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から同年12月まで

私は厚生年金保険から国民年金への切替手続を必ず励行しており、国民年金保険料も納付している。また、両親から「年金の納め忘れが無いようにしておくこと。」と転職するたびに注意されていたので、申立期間についても必ず手続をしている。

申立期間が未加入期間とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の住民票はA市B区にあったことが申立人の住民票により確認できることから、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続をA市B区において行う必要があるが、申立人は、A市B区で加入手続を行った記憶が定かではない。

また、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿(CSV)によると、申立期間は未加入期間となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインの氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間において国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月及び10年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月
② 平成10年5月から同年7月まで

ねんきん特別便で送られてきた記録を確認したところ、元妻は納付済みになっているのに、私の申立期間①及び②について納付していないことにされている。

しかし、私は元妻と同じ様に納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録では、平成6年2月16日に国民年金被保険者資格を喪失し、10年5月21日に被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、申立期間①に係る国民年金の加入記録は見当たらない。

一方、A市が保管する申立人の元妻の国民年金被保険者名簿において、平成6年11月16日付の第3号から第1号被保険者への種別変更及び同年12月1日付の第1号から第3号被保険者への種別変更の届出が7年3月24日に受付されていることが確認できるとともに、申立人の元妻に6年11月から7年3月までの国民年金保険料の未納催告がされ、このことについて7年8月25日に申立人の元妻が市役所に問い合わせの連絡をしていることが確認できる。

また、申立人の元妻が第1号被保険者であった平成6年11月の国民年金保険料は、過年度納付されていることがオンライン記録により確認できる。

このことから、申立人の元妻は、国民年金の種別変更手続きを行い、社会保険事務所(当時)からの未納催告を受けて国民年金保険料を納付しているが、申立人は、国民年金の被保険者資格の再取得の手続きを行っていなかったものと考えられることから、申立人には未納催告が行われなかったものと考えられる。

申立期間②について、平成10年5月31日付の申立人の国民年金被保険者資格取得の記録と、同日付の申立人の元妻の第3号から第1号被保険者への種別変更記録が、A市の保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録で確認できるところ、同記録における申立人及び申立人の元妻の保険料納付記録を見ると、二人共に、10年8月分を同年8月5日に納付し、以後の保険料を同じ日に納付していることが確認できるが、申立期間②の保険料については、申立人及び申立人の元妻共に未納となっており、「同じ様に納付していた元妻が納付済みになっているのに、自分は未納になっている。」という申立人の主張と相違する。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付方法等に直接関与していないため、申立期間①及び②当時の国民年金加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人及び申立人の元妻の、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録に不自然に訂正された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②前後において住所地を変更しておらず、姓の変更も無いことから、申立期間①及び②において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の元妻が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年5月までの期間、56年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年11月まで
② 昭和49年12月から51年5月まで
③ 昭和56年4月及び同年5月

私は、平成元年に自宅を購入する際に、住宅資金の借入れをしたが、その際、「国民年金の未納期間分を納付して下さい。」と言われ、昭和63年末頃に未納期間の全てを一括で納付し、住宅資金の融資を受けることができた。

しかし、申立期間の保険料が納付済みとされていないことは納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年末頃に申立期間の全ての国民年金保険料を一括納付したことにより、住宅資金の融資を受けることができたことと述べているところ、借入先のA機関は、国民年金の納付状況については未納期間が無いことが融資条件ではなく、借入申込日の属する月の前月まで連続する24か月間が厚生年金保険の被保険者期間又は国民年金の第1号被保険者の保険料納付済期間若しくは第3号被保険者期間で満たされていることが融資条件であるとしており、オンライン記録により、申立人は、当時既に、融資を受けるための加入期間の基準を満たしていることが確認できることから、申立内容と相違している。

また、オンライン記録により、昭和63年12月16日に54年10月から56年3月までの18か月分の申請免除期間に係る保険料を追納していることが確認できることから、申立人は、一般貸付金の最高額を借入れする場合の厚生年金保険の被保険者期間又は国民年金第1号被保険者期間若しくは第3号被保険者期間が合わせて15年以上との条件を満たすため、当該時点で納付可能な申請免除期間に係る保険料を追納したものと考えられ、申立期間①から③までについては、この期間の保険料を納付した記憶と混同している可能性もうかが

える。

さらに、申立期間②については未加入期間であり、申立期間①及び③については、保険料の免除承認の期間となっていないため、申立人が一括納付したとしている昭和 63 年末の時点においては、時効により、制度上、保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間①から③までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①から③までの保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年*月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から59年9月まで

私が20歳になった時点で、私の母親が、実家のA市で、当時B市に居住していた私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、申立期間は未納と記録されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった時点で、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行ったとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の被保険者の記録及びA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿に記載されている被保険者資格取得届の受付年月日から昭和61年5月頃と推認できることから、この頃に国民年金への加入手続が行われたものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含む昭和62年12月までの国民年金加入期間に係る保険料を、毎月地区の集会所で集金組織を通じて納付、又は自宅に来たC金融機関の職員を通じて定期的に納付したとしているものの、前述の被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の59年10月から同年12月までの保険料を62年1月26日に過年度納付しており、その後の60年1月から61年3月までの保険料についても、5回にわたり時効期限直前に過年度納付している記録が確認でき、A市は、「申立期間当時、申立人の住所地には国民年金保険料の集金組織は存在したが、当該組織で集金していた保険料は、現年度保険料のみであり、過年度保険料は集金していなかった。」と回答していることから、申立内容とは符合しない上、C金融機関は、「申立期間当時において、職員が顧客宅で国民年金保険料（現年度分及び過年度分）を集金することはあったが、当時の資料は無いため、申立人の申立期間に係る保険料の集金状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料が同金融機関を通じて納付されたことを

確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付には直接関与していない上、申立人の母親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。